

令和三年二月射水市議会臨時会

市長提案理由説明要旨

本日、射水市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご参集を賜り、お礼申し上げます。

はじめに、去る十三日に、福島県沖を震源とするマグニチュード七を超える大きな地震が発生し、宮城県や福島県においては最大震度六強が観測され、本市におきましても震度二が観測されたところであります。

この地震により、福島県では常磐自動車道の法面が崩落したほか、東北地方や関東地方においては断水、停電の発生や、転倒等による多くの負傷者が確認されております。被災された皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

また、去る一月七日からの強い冬型の気圧配置により、県内では、暴風雪警報や大雪警報などが発表され、記録的な降雪に見舞われました。

本市におきましても、道路渋滞や公共交通機関の運休等の交通障害をはじめ、除雪作業における人的被害、農業用パイプハウス等の倒壊といった物的被害のほか、物流の混乱に伴う消費活動の停滞、成人式の延期や小中学校の臨時休業など、市民生活に大きな

影響を及ぼしました。

この間、本市におきましては、昼夜を問わず継続的な市道等の除雪作業を実施したほか、関係部局長で構成する「射水市雪対策連絡調整会議」を設置し、大雪による障害など様々な状況について情報共有を図り、市民生活への影響を最小限に抑えるため、その対策等について協議し迅速な対応に努めてまいりました。

今臨時会におきましては、除雪経費の不足に伴う八億円の専決処分について報告しておりますが、今年生じた特殊事情として、総務省をはじめ県選出国会議員等に対し、特別交付税における措置を要望したところであります。

今回の大雪への対応を教訓として、今後とも、雪害に強いまちづくりを推進し、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

さて、去る一月十五日に、国の文化審議会が、本市の「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」を国の重要無形民俗文化財に指定することについて、文部科学大臣に答申されたところであります。

今回の答申は、「曳山」、「築山」という異なる二つの「山」の行事の継承とその取組が評価されたものであり、本市におきましては、下地区における加茂神社の「稚児舞」に

次いで、二例目の国の重要無形民俗文化財指定となります。

曳山を保有する各町や放生津八幡宮をはじめ、これまで保存継承に尽力してこられた関係者の皆様に対し、深く敬意を表するものであります。

今後は、国指定を契機として、より一層、地域の盛り上がり期待するとともに、本市が誇る曳山・築山行事の魅力について、全国への発信をお願いしたいと考えております。

それでは、本日提出いたしました案件の概要について申し上げます。

議案第一号 令和二年度射水市一般会計補正予算（第十一号）につきましては、新型コロナウイルススワクチン接種の実施に係る経費や本市フットボールセンター整備に係る工事費等について、所要の補正を行うものであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先月には、大都市を中心に全国各地において、新規感染者数の大幅な増加が確認されるなど、感染症の収束を見通すことができない状況が続いております。

新型コロナウイルススワクチンの接種につきましては、予防接種法の臨時接種に関する特例が設けられ、市町村において実施することとされており、スケジュールにつきましては、医療体制の確保を図る観点から、まずは医療従事者を対象とした接種を開始し、その後、高齢者、基礎疾患を有する方など、全市民を対象に順次実施することとしております。

本市におきましては、国の動きに遅れることなく対応するため、先月十五日に「新型コロナウイルススワクチン接種推進班」を新たに設置するなど、市民の皆様が安全かつ確実にワクチンを接種できるよう準備を進めており、今回、その体制の確保及びワクチン接種の実施に要する経費について、予算計上するものであります。

また、このたび、県におきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的、精神的負担の影響を大きく受けているひとり親家庭に対し、一世帯あたり三万円の「生活支援給付金」を支給することとされたところであります。

今回、この給付金を速やかに支給する必要があることから、所要の経費について、予算計上するものであります。

フットボールセンター整備につきましましては、国の地方創生拠点整備交付金の採択を受けて事業を進めているところであります。

このたび、国の令和二年度第三次補正予算において、地方創生拠点整備交付金として五百億円が予算措置されたことに加え、財源的に有利な補正予算債を活用できることから、本市の財政負担の軽減を図るとともに、令和四年三月の完成に向けた整備を着実に推進するため、所要の経費について予算計上するものであります。

これらに係る経費として、補正額としましては、二十二億八千七十七万七千円を増額し、予算総額を五百八十三億八千二十九万八千円とするものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

報告案件につきましては、地方自治法第一百七十九条及び第一百八十条の規定による専決処分について報告しております。

以上が本日提案いたしました案件の概要であります。

何卒、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。